

別紙

子どもと家庭を総合的に支える体制整備を求める意見書

少子高齢化が深刻なわが国においては、こども達の健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、こども政策の充実は、国、都道府県、市区町村が強力に連携して取り組むべき課題です。

地方行政の現場では、住民から日々寄せられる妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員が国と連携しつつ尽力していますが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもあります。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻です。

よって、本議会は、国に対し、こども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 専任の大臣のもとで強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁（仮称）」を設置すること。
- 2 自治体間での格差が生じないように、国が主導して国、都道府県、市区町村の連携体制を構築すること。
- 3 自治体のこども政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月18日

鴻巣市議会

内閣総理大臣 殿